

会議録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成16年度第6回会議）
開催日時	平成16年 8月4日 午後1時から午後3時まで
開催場所	田無庁舎 庁議室
出席者	（出席者） 森田会長、本間副会長、海老沢委員、川又委員、清水（文）委員、清水（幸）委員、猪原委員、梅村委員、祐成委員 （欠席者） 齋藤委員、村松委員、橋本委員 （事務局・職員） 富田子育て支援課長、村野保育課長、青柳児童青少年部主幹、神谷主査、白戸主事
議題	保育所入所選考基準の改定について
会議資料の名称	（1）西東京市保育所入所選考基準指数表（事務局案） （2）モデルケース（事務局案の入所選考基準による） （3）アンケートにおける「入所選考基準」に関する要望について
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録

会議内容

森田会長：
第6回の審議会を始めます。
今日保護者会の方からご意見をいただき、追加の資料が配布されました。今日は議論をしまして、次回にはこの西東京市の入所選考基準を確定させたいと思います。
前回にモデルケースを作って、従来型の入所基準ではどんなお子さんが入所できているかということを示しておりますので、西東京市の保育所入所の基本的な考え方がわかっていただけたと思います。
前回配布された資料の中で、「入所基準の改定について」という考え方の資料がありまして、前は基本的課題の中で、完全ではありませんが基本指数の点数幅について議論し始めました。また、父親の保育に欠ける状況の反映、情報公開、外勤と自営の取扱いというところは既に議論を終えています。
今日は、そうした議論の結果と、資料にいろいろな条件が載っているのですが、これらの条件をもしすべて審議会が承認したとすると、どうなるかというものをモデルケースとして作りました。
今日は議論していくときにこのモデルケースも参考にしながら西東京市の入所の考え方というものを、再度詰めていきたいと考えています。
先ほどお話ししました、保護者会からの資料はすでに入所している方の意見になります。もちろん全員が一度で入れているわけではないので、これも西東京市で子育てされている方々の一つの意見であるということになりますので、これも参考とさせていただきながら今日の議論に反映させていけたらと思っています。
前回の議論の中で、自営と外勤の取扱いは、基本的に就労時間で見ていこう、ということになりました。

また居宅外労働と居宅内労働とについては就労時間が同じであれば、同じ指数とするということで了解を得ています。それで母親が最高50点、父親も最高50点という点数をもって、両方の指数を合算したかたちで基本の指数とすることで、みなさんの了解を得ています。

今回はもう少し、その中では少数ではあるのですが、保育所が児童福祉施設である限りはさまざまな状況の方に対応していくことになりますので、「働く」以外の問題について、それをどのような数として考えていくのかを議論していきたいと思います。

前回議論したとおり、残業時間については不定期なものですので考慮しないということになっています。

今日は出産のところから議論していくことになります。現行では出産予定月の前後2ヶ月、最大で5ヶ月以内の期間で入所できるということになっています。この出産の点数は現行よりも下げたらどうかということになっていますよね。今実際には出産についてどのような問題があるのですか。

事務局：

出産で入所した方は、人数は少ないです。問題点は、出産の点数は最高10点での9点ですのでかなり高くなっています。出産の要件では入所期間は5ヶ月ですが、5ヶ月経った時点で継続の希望があれば、求職という要件に切り替わり、その後は求職の要件で入所しているケースがあります。本来求職であれば3点なのですが、出産後求職でずっと保育園にいられるということになりますので、出産の点数を下げるということにしています。

森田会長：

現行の点数からすると、相当下がっているのですね。2つ問題がありまして、まず入所するときの出産の優先度をどうするかということと、入所した要件がなくなった後で、つまり保育に欠ける状態ではなくなったわけですが、子どもがそこにいたということで、子どもの生活を優先させてそこにいつづけるということ優先させるという考え方だと思うのですが。西東京市は今全員が保育園に入所できるという状況ではないわけですので、そこも勘案しなければいけないとは思いますが。

清水(文)委員：

仮に求職中で入所して2ヶ月後も就職していない、という時点で本人が申請しないと退所できないのですか。行政側から要件を満たしていないということで働きかけをしているのでしょうか。

事務局：

お仕事を探してくださいと言うことはしていますが、2ヶ月たっても仕事をしていないのだから退所して下さい、ということは、今はしていません。ただ今年度からは違う取り組みをしています。

清水(文)委員：

やっぱりその時点で退所ということは何かの点数と合わせてしていかないと、出産を20に下げたからにはそこに何がしかのものを付けないといけないと思うのですが。

川又委員：

下のお子さんを出産するために上のお子さんを保育園に入所させるというのは、母体保護からいえば必要な休息だと思えますが、これは点数を下げるのがおかしくて、そのかわり5ヶ月で点数を0にしてもう一度審査をし直すべきですよ。そこで最初の入所期間は

終わるのですから。生まれた赤ちゃんがいるのに、今まで自宅で子どもを見ていた人がそのまますぐに働くというのは考えられないので、私としては5ヶ月で終わりで0点にして、求職ならば求職でもう一度申請をすることにして、出産のためにという意味であれば、あまり下げないのがよいと思います。

森田委員：

同じような状況が、疾病のところにも当てはまると思うのですね。疾病のところでは、入院や常時病臥、精神疾患というのは、かなり厳しい状況だということで50点となっていますが、出産はそれに比べると今回はかなり点数を下げています。でもそれは点数を下げる必要はなくて、むしろ問題が終わったときで、その期間しか入所できないと、その続きはないと、ということでその期間だけ入所していただくという考え方にするというご意見ですね。

猪原委員：

私も同じ意見なのですが、出産の点数を今回は下げてきていますが、むしろ保育に欠ける程度ということでは出産はかなり高いと思いますので、下げるにしてもここまで点数幅を下げる必要はないと思います。むしろ問題は、一度入所した人が、要件がなくなったときの対応だと思うのです。そうなるとひいては保育所の入所基準はあいまいだという批判にもつながってきますので、若干の配慮は必要としても、本来45点のところを20点に下げるのは下げすぎではないかと思います。福祉政策的には出産は保育に欠ける程度はかなり高いわけですから、下げるとしてももう少し高い点数にした方がよいと思います。

梅村委員：

そのときは父親の点数は加算されるのでしょうか。とすると、お父さんが50点のこともあるのですよね。

森田会長：

もちろんそうですね。お父さんが50点でお母さんが20点で、70点ということになりますね。居宅外労働でいえば1日6時間で週3日の場合と同じ点数になりますので、かなり入りづらくはなると思いますね。そうすると、この大体5ヶ月というのは、産前産後休暇の日数を若干上回っているのですが、これは一般的なのですか。4ヶ月くらいということはないですか。

事務局：

多くの自治体では5ヶ月と規定しています。

森田会長：

最大で5ヶ月ということですね。この出産の問題としては、点数はもっと高くして、期間としては最大5ヶ月で必ず切っていただくということを、審議会の考えとしたいと思います。点数幅については他の要件と照らし合わせながら計算したいと思います。

祐成委員：

育休にからんでなのですが、上のお子さんが保育園に入っていて、下のお子さんを出産されて育休に入っている間に、退所させないでくださいという意見もあるのですが、たとえば教員の場合では3年間育休取れるわけですよ。そうすると育休をどのように考えて、上のお子さんを退所させるのかどうかという部分もからんでくると思います。

森田会長：

それについては調整指数のところに出てきますので、後でこの問題についても議論させていただきたいと思います。

次に疾病・傷病の取り扱いなのですが、ここの問題についてご説明いただけますか。

事務局：

疾病も就労に準じている点数をつけていまして、入院と常時寝たきりの状態である場合、また精神疾患の場合には50点をつけています。ただその方の状況をかなり把握しないとわからないことが多いので、細かく規定しにくい要件ではあります。この疾病・傷病、また次の看護・介護についても、具体的に分けにくい問題で、こちらとしてもこの要件については点数をつけるときに難しいです。

森田会長：

現行では週1～2日の通院となっているのを一般療養にするというのは何ですか。

事務局：

週1～2日の通院ということは、就労でいくと週3日4時間が最低ですから、それ以下となってしまいうために、見なくてよいのではないかとということです。

森田会長：

基本的な考え方として、子どもを養育できる状況が親にどこまであるのか、ということだと思えるのです。一緒にいても病気であったり障害があったりして子どもを養育できない、という状況であれば、それは働いているのと同じように子どもの養育を一定の時間代替しましょうということです。ただしそれが何らかの形でできそうであれば、子どもを育てるということを御本人の責任でやれるようにしていただきましょう。また西東京市でもいろいろな形で子育て支援をやってきていますし、一時保育という仕組みもありますので、そういったものをある程度使いながら、すべての方が全入所していくわけではなくて、多様な子育てのサポートの仕組みを使っていただくという考え方も大切な視点だろうと思います。

よってこの疾病・傷病の取り扱いについては、まず週に3日以下の場合、これは入所の対象にしないということによろしいでしょうか。

川又委員：

一般療養というと具体的にはどんな病気があるのですか。私どもの職員の中でも週に1回通院している人もいますし、通うかどうかの問題ではないと思うのです。通院の回数よりもその方の安静度がどの程度かという問題だと思うのです。安静度がどの程度でできるかぎり昼間はたくさん休んでいる方が良いのか、ということだと思うのです。

一般療養だとその他にどんな病気があるのでしょうか。障害は別にありますものね。

事務局：

たとえば腰痛などがありますね。

川又委員：

1ヶ月くらい大変だったりすることもありますものね。

森田会長：

要するに、通院というのは証明が出しやすいということですよ、病院に行っていると

ということですからね。この方については子どもを養育できる状況にない、という医師の証明が出てくることはあるのですか。

梅村委員：
現在は通院の証明書をだしているのですか。

事務局：
現在は医師の診断書を求めています。

森田会長：
週に1、2回の通院を必要とする、というようなものが出てくるのですね。

川又委員：
通院の日数だけが問題なのですか。だったらデイサービスに行く場合とか、通院の時間帯だけが必要なのか、どうなのでしょうかね。

森田会長：
本来ならば、家に保護者がいないということで保育が必要になるのですから、通院の間は不在になるから保育が必要という考え方だったと思うのですけれども、その当時は一時保育などの制度がなかった時代なので今も、残っている要件だと思うのですけれどもね。そうすると、この一般療養の週1～2日の通院は一時保育をお使いくださいというかたちでなくすということによいのですか。そうしますと、この30点の疾病の点数や一般療養の10点などがあるのですが、これはつまり安静度のようなものですよ。どのくらいの程度として保育に当たれないのか。そうしないとこの10点とか30点とかの差をつけられないですよ。

海老沢委員：
子どもの年齢は関係ないですか。子どもが1歳の場合と5歳の場合だと手のかかりかたがぜんぜん違いますよね。

森田会長：
この場合はまったく関係ないですよ。これはどう考えたらいいのでしょうか。今までは疾病は、居宅で療養している場合には通院の程度によって症状の重さを考えていたのだと思うのですけれどもね。このように週に3日や5日通院するというのはどういった場合なのでしょうかね。

川又委員：
たとえば腰痛で引っ張ってくるとか、透析とかですよ。これは慢性的にずっと続きますよね。

海老沢委員：
通院といっても半日で済むこともありますよね。

森田会長：
そうするとこの30点というのは点数でいうと、居宅内・居宅外労働の週に3日、8時間以上の就労が30点で同じなのですよ。

梅村委員：
判断しやすいということはありませんよね。

森田会長：
同じような感じでよろしいでしょうかね。この「一般療養(その他)」の場合というのは、要するに3日以下の場合で、とにかく病気だということなのでしょうね。

祐成委員：
「その他」というのは、資料を見た時にどういうものが分からなかったのですね。「その他」という言葉は、はっきりさせたほうがよいかと思うのですが。

森田会長：
疾病というのは保護者本人の問題ですので、その場合に一般療養としては通院を常態としている場合には30点ということで、あとの疾病についてはここでは見ない。ただし、その他の一番下のところにありますが、保育園は児童福祉施設ですから、どうしてもこの子を入れなければならないということになれば、行政が判断した場合には入れなければならないのです。むしろ今おっしゃったみたいに何らかの疾病で、通院はしていないけれどもこの子を入れなければならない、というふうに判断すれば入れるということですので、これはいらない、ということではよろしいでしょうか。出来る限りグレーのところはなくす。それから次の身体障害の状況なのですが、4級というほどの程度の障害になりますか。

祐成委員：
肢体不自由者では、上肢の場合は親指を欠く、下肢の場合は指を全部欠くというような場合ですね。

森田会長：
そうするとそれが20点で、週に3日6～7時間の就労をしているというくらいの方と同じ点数ですね。

祐成委員：
たとえば全聾の方だと100デシベルで最高が2級なのですが、全聾の方だと手帳を持っていても、手話で普通に生活できるのですね。全盲だと1級になるのですがけれども、全盲の方でも保育をしている方もいらっしゃるし、だからここで一概に1、2級の方は50点でいいのかということもありますよね。ただ肢体不自由の方でも、全部下肢を欠いていても、車椅子で上肢は使えるという方は、普通に生活していますからね。

森田会長：
だから、障害を持って子どもを育てている場合に、日中少しご自身がお休みになるために保育を代わるとのことですね。それ以外の時間帯は保育ができるけれども、やっぱりお休みをするために保育が必要だという考え方も当然あると思いますけれども。

祐成委員：
でも障害によって全部違うと思うのですね。肢体不自由者については必要でしょうか、聾の方で、本当に五体満足の方には、そういう部分は必要ないのではないかと思いますけれども。

川又委員：

子どもの言葉の獲得もありますよね。

祐成委員：

そういうふうな心情的にやってしまうのは、前のご意見にもあったのですが、そういう部分ははずしていったほうがはっきりとするので、行政としてはやりやすいと思います。もちろん一つにはそういう部分もあると思います。聾の方への早期教育というのにも必要になってきますけれどもね。

森田会長：

そうすると、50点であればほぼ入れる状況になってきますが、どうでしょうか。

祐成委員：

片方の親が聾の方で、片方の親が健常者という場合もありますからね。

清水(文)委員：

そういう状況を考えて点数で割り切れないですよね。点数で割り切れるように、状況はクールに割り切っていくと。でもやはり心身障害者の方たちの点数を高くするのが妥当かなと思いますが。

森田委員：

親ご本人が疾病であることと、障害を持っているということで、そして子育てをするというのはある程度ハンディがあるわけですから、子どもに親の持っているハンディを継承させないということにおいては、早い時期からなんらかの社会的サポートを重ねていくというのは大事だろうと思うのです。けれども、その時に保育時間としてそれだけ長時間必要なのかということと、他の方たちが入りにくい状況では、どの程度の状況の方だと入所できるのかということを考えなければいけないと思うのですけれども。実際にはたとえばお母さんに障害があって、お父さんに障害がなくてフルタイムで働いているという場合ですと、お母さんの障害の状況によって50点になってしまうということで、両親がフルタイム同士と同じになってしまうのですね。

川又委員：

申請をされるということは必要を感じているということで、ご自分で育てるという方は申請しないのですから、その点ではこのやり方とこの点数が妥当かなと思うのですけれども。

森田会長：

では事務局案の形で、これは若干前の点数よりも下がっているのですね。ですが、これでよし、ということでしょうね。このあたりは判断が難しいですね。

川又委員：

お子さんの年齢や、親の障害の程度にもよりますよね。

森田会長：

それは裁量の部分をできるだけ減らさないと、透明性に欠けることになってしまいますよね。

川又委員：

1歳くらいの、どこに行ってしまうかわからないお子さんを連れて出するのに足が不自由

ですと大変ですよ。

森田会長：

そうですね、一つはやっぱり3歳くらいですよ、子どもの年齢としては。

川又委員：

でも、みなさん工夫してやってらっしゃいますよね。子どもを産むということは、相当障害がある方でも、いろんな工夫をされていてできる方ですよ。

海老沢委員：

障害のある方でも意志が強いとか、そういうのもありますよね。

森田会長：

子どもを産むと決断された段階で、ある程度保育のところを自分自身でやりきると決断されている方もたくさんいますよね。

祐成委員：

あとは、ボランティアの方のサポートも求めてされている方もいますね。

森田会長：

ではこれは基本的にはこのような考え方でよろしいでしょうか。指数として計算してみて、重い障害があつて大変で、子どもを育てられないというのであれば、もちろん保育園のやっていない夕方から夜、明け方の時間帯をどういうふうにご夫婦で保育するか、その時間をサポートするととても昼間までは面倒を見られない、という場合にその間は保育園で保育をするということになりますから、その範囲の中で保育園が受けられるような体制をきちんととおきたいですね。

その次は介護ですけども、介護については、今まではあまり細かい分け方ではなかったのですが、今回はかなり細かい規定になっていますね。

事務局：

現行では、病院の付添いの方が在宅介護よりも点数が高くなっているのですが、新しい事務局案では器具と人員の整った病院よりも自宅での介護の方が大変ではないかということで、在宅の介護の方が、点数が高くなっているのが大きな違いです。

もう一つは就労の時間と病院の付き添いの時間を同等にみて、それに応じた点数をつけています。そのためにこのように細かく分けた点数になっています。

森田会長：

昼間にこれだけの付添いをするというのは、今通常は、こういった病院はあるのですか。

祐成委員：

私の母が入院しているときは完全看護でほとんど付き添いは必要なかったと思います。

森田会長：

実際的にはこういうことはあるのですか。

事務局：

やはり完全看護の病院が多いので、病院の看護だけで入所される方は少ないです。どち

らかという在宅で介護されているの方が、実態としては多いと思います。

梅村委員：

たとえば病院にかぎらず、お子さんがハンディキャップを持っていて、聾学校などでは週5日以上日中30時間以上付添ったりしていますよね、最近は減ってきたのですけれども。母子通園というようなものだと、まだゼロではないですよね。

森田会長：

いわゆる家族の看護というのにしたら、どうなのでしょう。病院とか学校とかいう分け方ではなくて、家族看護のためというのでは。

今のような学校の付添いという場合には、どうなのでしょう。たとえば、ひいらぎに子どもをつれていくというような場合、その子の兄弟はどのような形で入所しているのですか。

事務局：

通院施設の付添いというのは、在宅看護になります。

梅村委員：

それで審査することになっているのですか。入院ではなく通院なので、この常時観察ということになるのですね。お子さんがハンディキャップの場合はこれで審査しているのですね。

森田会長：

そうなるとこの病院等の付添いというのは、実質的に今の入院の体制を考えると、こういうものはなくすという方向ですよ。

祐成委員：

週に5日なんて、本当にあるのでしょうか。

梅村委員：

子どもが入院していて、それは慢性疾患ではないかもしれないけれども、小児病棟は付き添いが必要なところもまだあります。ついてはいけないところもありますけれども、まだ不十分ですね。あとは老人施設でも朝晩の食事だけは食べさせに行っている方もおられますね。昔に比べれば減っていますけれども。

森田会長：

これをおいておくのが時代錯誤でなければ、おいておいても別に問題はないのですけれども、あえてこういうことがなくなっていく時代に、こんなに詳細な項目をおいておく意味があるのか、ということはあると思いますけれどもね。

梅村委員：

今の実態としてこれで申請されている方はいるのでしょうか。これで入所されている方もいらっしゃるのですか。

事務局：

在宅介護の例はいくつかありますが、純粋に病院の付添いのみで入所している方はほとんどないと思われます。ただ、たとえばお母さんが求職中でお父さんが入院されていて、

そんなに長い時間ではなくてもお父さんの介護にあたっているような場合では、求職中ですと3点ですが、介護を採用すればそれよりも高い点数になるときは、介護で見ることもあります。

森田会長：

いかがでしょうか。そうであったとしても、書いておいたほうが明確であるというならばそれでよいのですが、あまり使わないものをここにこんなに詳細にいれておく意味があるのかどうか。今までは3日以上付添いが10点で、2日以下の場合は9点という、けっこう高い指数を看護については付けていたのですね。

梅村委員：

就労のところに合わせて細かくされたのですね。それなら在宅介護と同じように、あまり段階を細かくする必要はないですね。

川又委員：

一つでもいいですね。付添いと在宅看護を別にしなくてもね。それに証明がとりにくいですね。週何日何時間来ていますというのも病院で書けないですね。

森田会長：

実際的にはね。家族でローテーションしていますとか。

清水(文)委員：

これは、付添っていますという証明はとっているのですか。

事務局：

これは証明ではなくて、申請になります。

清水(文)委員：

ただ遠いところの病院に行くという可能性もありますけれどもね。

森田会長：

ただもうそういうレベルの話だとすると、これを配慮することに適切な妥当性があるかどうか。妥当性がないのであれば、この基準を入れておくのはあまりよくない。いわゆる看護・介護として、看護責任が多い子どもの場合には高くするとか、あるいは何親等であれば何点とかにする形を考えたらどうでしょうか。子どもの場合でしたら親ですから見なければいけない。とにかく病院に行くなり在宅で面倒見るなりしなければならぬということで、常時付添いの場合はもう50点、部分的な介護の場合は30点、上記以外の場合で何らかの介護・看護が必要な場合には何点、という形でどうでしょうか。

梅村委員：

子どもの場合は実子かどうかとか同居かどうかとか、難しいですね。介護責任というものの判断はどのように考えるのか。

森田会長：

50点を付ける場合は同居家族の看護・介護で、全面的な常時観察を必要とする場合に、病院等の付添いというのではなくしてしまうというのはどうでしょうか。同居親族ですから、お母さんが病気になってしまって、子どもをどこかに入れないとお父さんが困

ってしまう、というような場合も今はけっこうありますよね。そうするとお母さんを看護するということだから、これは50点とするということですね。あとは子どもや祖父母の場合ですね。その場合は50点にするというのはどうでしょうか。これは事務局で病院等付き添いというのをなくす方向で検討していただいて、在宅看護の場合も看護・介護とありますので一括にさせていただいて、全介護と部分介護、できれば上記以外の場合というのは作らないというので、たとえば同居以外の家族の介護をしている場合にするとか、そういう書き方をした方がよいと思いますので。同居親族外の看護が20点というのは高いですね。形として考えられるのは祖父母などで、同居していないけれども在宅介護をしているので代わりに介護に行きます、というような場合ですね。20点でも今は実際に介護しているのですから、求職よりは高いので、よいでしょうかね。

あと不存在者の取り扱いについてですね。

事務局：

現行では類型7に不存在があって、類型8にも不存在があります。不存在が二つあるのは、類型7の不存在については本人の意思に関わらない場合、類型8は関わる場合と分けてあって、点数が同じ場合には類型7の不存在を優先しています。新しい案では不存在として一つにして、明確にしています。

森田会長：

これについてはよろしいでしょうか。これで問題ないですね。
つぎに就労内定者の取り扱いですが、これはどうでしょうか。

事務局：

内定については、現行では内定という項目はなくて、新しい案ではつけています。今は内定については就労と同じように考えて、就労日数と時間によって点数をつけて、実際にはまだ就労していないということで調整指数はつけていません。

今回の案では内定という項目を作りました。内定者の場合はその後で勤務証明を出してもらうことになっているのですが、実態では不明確で、内定したにもかかわらず、実際には勤務していないという方も中にはいます。そのため内定の意味合いをどうするかということを考えて、内定にそのまま就労の点数をつけるのは高いのではないかとということで、今回は点数を下げています。

森田会長：

いかがでしょうか。これも問題点が2点あって、勤務証明がとりにくい、あるいは入所されて以降の追跡がしにくいということと、内定の実態ということとが重なっていると思うのですけれども。

清水(文)委員：

勤務証明はそんなに出ないものですか。もらえますよね。だからそれを出さないというのがおかしいのですよね。

梅村委員：

全体的な流れ見ていると、一度入所させた子どもを退所させたくないような流れで今まできているのですよね。

でも本当に内定しているのであれば、今は家にいる子どもを預けたいという切実な方にとってはこの低い点数ではつらいものがあります。

川又委員：

内定で期日が決まっていれば、その日に合わせて慣らしとかでやるのだったらわかりま
すけれども、そうじゃなければ内定しているからといって早く入所することは、そんなに
必要じゃないわけですね。

森田会長：

問題は4月入所で、1月くらいに申請したときは内定で、それで保育園に入れたら勤務
しますという内定ですね。どちらが先かという話ですから。でも既に働いている方には
プラスの点数をつけますということですね、当然そこでは内定ではなくて、もう勤務中と
いうことですからね。一番問題なのは、何か月か後に、保育園に入れたらあなたを雇いま
すよ、という証明をどのように評価するかということなのだと思います。

実態的にはこれで影響ないと思われたのしょうけれども、その中で本当に内定してい
る人は、これでえらく大変なことになってしまうんですね。

川又委員：

そうですね。

森田会長：

だからむしろ問題なのは勤務証明を出さない人のほうで、出産のときと同じように最大
5ヶ月しか入れない、それ以上は入れないという、保育園はそういうところだというこ
とをきちんと親御さんにわかってもらおうと。そのうえで継続的に保育園を使って子育てを
したいという方にはそれなりの形をきちんととっていく。そうでない場合には保育園以外
の施設をお使いいただいて、子育てをしていただく、というように保育園の機能をきちん
とわけていくということなのでしょうね。

じゃあこの就労内定者の扱いというのは、勤務証明をつけることを前提にして、現行と
同じ方法をとっていただくと。それでその方法ではどうして事務的無理だということにな
れば、このように指数化していくことになるのですけれども。

事務局：

内定の中身で、就労を一つにしている中でわかりにくいのですが、たとえば正社員の方
とパートの方で分けるとか、就労時間で分けるという話も事務局でしています。

森田会長：

基本的には勤務時間が8時間以上で今働いている方と、内定者では調整指数で勤務年数
加算がついてきますので、現行の方法でも多少の差がついてくるのですよね。だからた
えば週5日で8時間の勤務で内定が出ているときには50点をつけると。それで時間数に
よって、フルタイムでない場合には15点、というのは差がありすぎますよね。

今まではこの居宅外労働の条件で計算していたのですか。

事務局：

勤務時間数で計算しています。

森田会長：

どうでしょうか。働いていない人も現在働いている人と同じように点数を出してもら
うと。それでこれが事実かどうかということ、こちらとしては判断できないわけですから
ね。

祐成委員：
内定証明は出ますよね。

森田会長：
その内定証明が出て、実際には勤務しない人がいる。

祐成委員：
その後きちんと勤務証明書をだしてもらおうという次の手順になりますよね。

森田会長：
だからそれは前提にして、今までどおりやっただくという判断をするのか、けれども事務局の方は実態としては勤務証明が出てこない、ということなのですよ。

川又委員：
それで保育園を退所していただくかどうかというのはどうなのでしょう。

森田会長：
今まではそういう場合に退所勧告をしてこなかったわけですよ。退所していただくという条件をきちんと明記しておけばよいのではないですか？内定で入所して、勤務証明が出ない場合には退所していただくと、ということですよ。

川又委員：
たとえば2ヶ月以内に勤務証明書がでなければ、退所していただくと。

梅村委員：
今まで、それはどういう考えで、退所勧告はされなかったのでしょうか。

事務局：
基本的に、出産でも求職でも同じなのですが、退所勧告という措置はしていません。本人の退所の申し出がない場合には、こちらから退所ですよという勧告は今まではしてきませんでした。それが基本的な考え方になっていました。

森田会長：
そこを基本的な形で変えていただくと。やっぱりそうしないと、入所の枠組みがまだ十分でないという段階では、優先順位を決めるからにはそれをしていただかなければ困る、というのが基本的な考え方である、となればそれはそれでやってもらえればよいのですよね。
つまりだから、退所勧告というのではなくて、入所の継続をしないということなのだと思うのですよね。

本間委員：
1年後には、もし働いていなければ入所の継続はできませんよね。

森田会長：
これは1年後ではなくて、毎月の、日々の契約ですからね。

川又委員：

たとえば病気の方に関しても、治療が終わってある程度の時点で、当然3ヶ月とか半年でよくなったらもう保育に欠ける状態ではなくなるのですから、同じことだと思うのですね。

森田会長：

どうでしょうか。よろしいでしょうか、たいへんだと思いますけれども。

海老沢委員：

保育園に入っている方が、仕事を辞めて新しい仕事に就くという方が時々います。そのときは新しい仕事先の勤務証明を市役所に出してもらおうという規則になっていますので、なかなか持ってこない人がいて理由を聞くと、3ヶ月間は試用期間だから出せないとかいろいろ理由をいう人もいますし、それから入園当初ここで働いているといっても、保育園から届出されている会社に連絡するともう2ヶ月前に辞めましたとか、そのとき初めて親がそこに行っていないということがわかるというようなことも時々あります。

ですから入所の原点に立ちかえて、より必要度の高い人を優先的に入れるということを考えれば、お勤めしてなくても一度入所したら辞めさせることなく、ずるずるというのはおかしいですけれども、子ども自身は平和な毎日を過ごせるわけですよ。一方ではすごく必要度の高い人で、日々困窮している人もいるわけだから、そっちの優先度はどうなってしまったのかなというのは、現場の問題としてはあります。

梅村委員：

もし3歳4歳の子どもが求職で4月に保育園に入って、勤務証明が出ないために退所になってしまったら子どもはどうなるのか、幼稚園に途中から入れるのか、子どもの保育環境の問題としてはたとえば1年間はいいかとか、その問題はどうか考えるのでしょうか。

海老沢委員：

子ども本位に考えれば、途中でクラスをやめて、仲のよいお友達とお別れしなければならない、どうして自分だけ来月から保育園にいてはいけないというのは、子どもは理解できないかもしれない。お母さんがずっと家にいるから、お母さんと家にいればいいのですよといっても、子どもは親よりも保育園の友達と一緒に遊ぶ方が楽しいかもしれない。

森田会長：

基本的には、今のみなさんのお話を聞いていると、やっぱり必要度の高い人を入れる。これは保育に欠けるという条件の中で、余っている施設ではないし、運営費の補助金も今は国も含めて出している状況であれば、児童福祉施設であるという一つの枠組みの中で運営せざるをえない。そうでない子育ての仕方をする場合であれば、たとえば西東京市でもやっている在宅での子育て支援をお使いいただく、あるいは子育てグループなどの活動を使っただけ、そして3歳になったところでは幼稚園の保育を使っただけということです。

これは一つの枠組みとしてきちんと定着させておいて、既得権益というかたちでずるずるいるというのはやめていただいて、必要な方を最優先して透明性の高い条件の中で入所を決定していく。

それは出来るかぎりスピードアップさせて、保護者会のご意見を聞いていても、入所の選考に対する透明さということを大変希望されているわけです。やっぱり利害関係というのは当然ですが、うちに入れるかどうかということが皆さん思われるわけで、そうなると、私たちが優先度の高い方は誰なのかということを中心に議論させていただいて、しかもあまり恣意的な条件では選ばない、本当かどうかわからないようなことは判断の中

にいれないというのが大事なことだろうと思いますので、そういうことでスピードアップさせるためにはこういう判断をきちんとして、その条件に合わせて判定を繰り返していくと。そして欠員があればそこに次に優先度の高い方に入っていただくという対応をしていただくことを原則にお願いしたいと思います。

それでは、あと夜勤者の取り扱いについてですが、少し点数を減らすということをしているのですね。調整指数で保育園の開所時間外の場合は減らすと、今までの夜勤者の場合の条項については、日中は内職としてみなしていたわけですが、これからは調整指数として扱うという考え方なのですが、これについてはいかがでしょうか。

梅村委員：

これは100点に加算されるのですか。

森田会長：

たとえば夜勤で8時間の勤務をしている方では両方で50点50点であっても、そこに調整指数でマイナスをするということですよ。

事務局：

そうです。たとえばお母さんが50点で、お父さんが50点で、お父さんが夜勤の場合にはマイナス5点となって、95点となります。

森田会長：

そういう判断でしていくと、準夜勤の方とか、いろんな勤務形態があるのに困りませんか？勤務時間でもたとえば24時間型のいろいろなサービス産業が増えてきていて、そして保育園も保育時間が今は午後8時までやっていますよね。そうすると勤務時間というの、たとえば1時間でも重なって午後7時からとなるようなこともありますよね。

事務局：

これは難しい部分ですね。

森田会長：

むしろこの方法だと判断がすごく難しくなってくるのではないかと思うのですね。でもそれをあえてしなければならぬのか。今はフレックスタイム制などで親達に子育て型の就労形態を要求してですね、出来る限り子どもの保育時間を短くしながら、子どもたちと親が向き合いながら子育てしていこうということを一方では推進しながら、やむをえないところに限って保育園の保育時間を最低限のところを使っていこうという発想をしているわけですから、そういったことを啓発活動しながらですね、私は夜間勤務者についてはこのような規定はしないほうが良いというふうに思いますが。

祐成委員：

たとえば看護婦さんとか警察官とかタクシーの運転手とか、夜勤明けでは昼間帰ってきても子どもがいてはゆっくり休めないというような方もいるでしょうね。特に看護婦さんとかは大変だと思います。

森田会長：

いかがでしょうかね。これは勤務と同じでどうでしょうか。あえてマイナスをつける必要はありますか。このようなケースはかなりあるのですか。

事務局：

夜間勤務というのは、夜間に勤務していることを常態としていることを念頭においているのですが、なぜマイナスをするのかというと、夜勤明けの場合に日中は家にいて、ずっと朝から晩までは休息をしてはいないだろうという考え方があって、その部分でマイナス点をつけているということなのです。

祐成委員：

たとえば定時制にどちらかが勤めている場合は、5時くらいから出勤すればいいというようなことではなくて、3時、2時くらいに出勤ということになるので、もう1人の親が勤務していればそこでブランクが出てきてしまうわけです。そうすると保育にまったく欠けてしまうという部分がでてくるのかなと思います。

森田会長：

ですから若干点数を引いて不利益を被るような問題なのかどうかということだと思っております。勤務形態についてとやかく行政として判断基準に入れて行くということが、居宅外労働と居宅内労働の差をなくしたわけですから、だとしたら勤務の時間帯によって差をつけるというのは、この基準からいえば違うような気がするのですけれどもね。ここは問わなくていいんじゃないかと思うのですが。

しかも昼夜交代勤務というのも今はけっこう多いですから、今年は夜間勤務だけれども、来年は昼間勤務ということもありますから、これはあまり意味をなさないことのような気がしますけれどもね。

その後その他の欄がありまして、修学とか技能修得とか求職とかありますけれども、その他の下の欄に「地域の特殊性及び児童の取り巻く環境等特殊事情を考慮して市長が明らかに保育に欠けると認める場合」というのがありますが、これは私の提案なのですが、むしろこの項目には指数をつけないで、保育園は児童福祉施設ですから虐待されているとか明らかに保育を緊急にしなければいけないという場合があります。こういった場合にはきちんと行政の判断に基づいて、保育園に入所させていただきたいと思っておりますので、いくつかの自治体でもこれは点数化しなくてきちんと行政権限として持っていていただくというふうに私としては思っています。

つまりオールマイティーカードとして行政としてもっていただいて、必要な場合には入所させるということです。むしろその方が、親達としても、児童福祉の観点から、どうしても必要な場合には行政は入所させます、と示した方が、保育園は頼めば入れるみたいな感じが親達の中に残っているとすると、むしろ保育園に入っている子ども達の何人かは行政の判断として必要だと思われる場合には入るのだということを示した方がよいと思うのです。

海老沢委員：

虐待でも必ずしも、お子さんが、それは昼間のことですから、夜は家庭に帰していいのかという問題もありますよね。

清水(幸)委員：

昼も夜もかわらずに虐待されるような事態ならば、児童相談所は施設に預けます。裁判にかけてでもそういう対応をします。そこまで到らないことがすごく多いのです。疾病のところにもありましたけれども、精神障害という病名はつかない、というお母さんもいるのです。そういうところには到らないけれども育児不安がものすごく強くて、自らお母さん自身がSOSを出してくるのですよ。いつこの子を虐待するかわからないと。それでいろいろ聞いてみると、経済的な、いろいろ暮らし向きが悪いとか、お父さんとの関係がう

まくいかないとか、いろんなものがあって疲れ果てているのですね。その上に育児という重いものがどさっとありますから、先ほどからお話のように、静養する時間というか、自分を取り戻す時間が欲しい、というところで解決できたらそれはそれにこしたことはないと思うのですね。私は親子分離というのは本当に究極の手段であって、なるべくなら親子が親子で、お互いに苦労しながら育っていくというようなところがあっていいんじゃないかな、と思うのです。

施設に入れる部分にまでいかない親子の、一つの調整機関として保育園があるということと、一度養護施設に預かった子どもをいつかはお返ししなくてはいけないのですね。お返しするときに母親の状況などを見て、返せるけれども少し心配だと、やっぱり地域などで見守る必要があるという場合に、保育園というのは非常にありがたいのですね。傷があればすぐに教えていただけますし、そういう面でお母さんの養育を助けると同時に、そういう子どもたちになにかあったときに発見しやすいという部分もありますので、児童相談所としても先ほどの提案はぜひともしていただきたいと思います。

森田会長：
よろしいでしょうか。

海老原委員：
子どもが家に帰るのがいやだと言うと困ってしまうなど、それも心配だなというのもあるのです。親次第だとは思いますが、保育園でお子さんをお預かりして、家で朝ご飯を食べさせてもらえないとかいうのも、子どもの話でわかったりもするのですね。それでいいのかなということはいつも思うのですけれども、でも親が迎えに来たらもちろん返さなければならぬわけですからね。いつも気にはしていますけれども。

森田会長：
これから本当に出来る限り地域で子どもを育てていくというときに、日中恒常的に子どもの面倒を見られる施設というもので大きな割合を占めているのが保育園ですので、やはり保育園がどこまでそういった、本当にデイケアですけれども、それが可能なのかということについてこれから是非がなばっていただかなければいけないので、そういう意味で入所選考基準のなかにその枠をきちんと位置づけておくということだろうと思うのです。そういう形でここはまとめさせていただきたいと思います。

続いて調整指数というところの考え方に入っていきたいのですが、この表をみていただいて、もともとの基本指数があって、それにプラスマイナスしていくというのですね。これまでもいろいろな調整指数があるのですが、経済的な問題と、一人親かどうかということと、いろいろな休暇、産休とか育児休業とかの問題と、いろいろなその他の、基本にはならないような問題が調整指数としてあがってきています。

調整指数の中でもいくつか大きな枠組みで議論しなければならないところをお話していただいて、その後で数の少ないところを議論していきたいと思います。

まず一番大きいのが一人親とか、父母の不存在というところなのですが、それから同居親族の問題もありまして、今回の調整指数の中では同居親族ということでは65歳未満の同居者がいる場合には申請ができませんので、それ以上の年齢の人については同居としていないかということについては、65歳以上の祖父母の存在は、西東京市としては調整指数の中には入っていないのですよね。

事務局：
65歳以上とは限りませんが、1人親世帯の場合は同居の親族がいるかないかということで調整指数が変わってきます。

森田会長：

他の場合には同居親族は関係ないのですか。たとえば共働きで、65歳以上の祖父母が同居しているような場合には。

事務局：

その場合は関係ありません。

森田会長：

つまり65歳以上であれば祖父母はいてもいなくても関係ないというのが西東京市の考え方ですね。他の自治体では祖父母の存在は、同居であれば65歳以上でも考えるというところもあります。

これはまた指数の問題もあるのですね。これは50点とか45点とか40点とか、高い点数になりますので、たとえば母子家庭で母親が求職中であるという場合にも、これにプラスして1人親ですから調整指数がついてきて、入所できるという形になっているのですね。

川又委員：

お聞きしたいのですが、基本指数で、離婚したりするときにはお父さんの分が不存在で50点がつかますよね。それでお母さんが働いていればその50点がつくのですよね。そのうえで1人親の調整指数の50点がついて、この人は150点になるのですね。すごい点数ですよ。

森田会長：

モデルケースを見ていただくとわかるのですが、母親が求職中で離婚により父親は不存在。子どもは自宅で保育していて生保を受けているとなると、優先度が高くなるわけですよ。このケースで現行では1位だったのですが、今度の新しい案では2位になるのですね。もしこれで母親が求職中ではなくて正規職員であれば、もっとあがってきますよね。こういうふうに計算していくことになります。

いかがでしょうか。まず祖父母の存在に対する考え方については、他のところでは出てこなくて、一人親のところだけが出てくるのですね。

清水(文)委員：

祖父母で65歳以上でも未満にしても、今のお年寄りというのは生きがいをもって外でいろいろやっていますので、おそらく子育てするということはいやがるか拒否しているんじゃないかなというのも思いますので、祖父母はかかわらなくてもいいんじゃないかと思いますけれどもね。

本間委員：

同居している人って少ないような気がするのですけれども。

清水(文)委員：

同居していても二世帯住宅というか、祖父母は祖父母、子ども世帯は子ども世帯というふうに分かれて同居しているのがまわりでもすごく多いですよ。それでおじいちゃんおばあちゃんもいろんな社会参加活動をしていますから、4時に保育園に迎えに行くというのもめったにないと思うのですけれども、でも見ていると3分の1はやっぱりご老人がお迎えに行っていますけれどもね。でも日中は、お年寄りは家にいないのです。だからそう

というのが今の世の中の流れかなと思うのですけれども。

森田会長：

だからそういうところが非常に難しいところで、介護のところでも考えましょうという話になって、今度は高齢者のことは考えないようにしようということになると、いわゆる保育を社会化していくというところで、家族の中ではなくて社会的なところに広げていくという中で、広がっていない環境のなかで祖父母がいる、いないということをどう考えるかということで、65歳以下のところについては、入所の申請はできないということになっているのですね。それ以外のところは、一応今のところではプラスにもマイナスにもしていなくて、無視しているわけですね。それはもう65歳以下であれば不幸であると。

事務局：

ここでは1人親で同居親族がいる場合と、いない場合とで点数に差がついているのですけれども、たとえば親と子どもの二人しかいない場合は何かあったときに大人が1人しかいないから本当に困ってしまうのですが、誰かが同居していれば、何かあったときに別の親なり同居人なりが対応できる状況があるので、同居のいない1人親と、同居親族がいる世帯とでは違うのではないかと、ということで差をつけているのです。ですから日中保育をしてもらおうとか送り迎えをしてもらおうということではなくて、家族の状況として、まったくの単親世帯と比較して差をつけた方がいいのではないかと、という考えです。

清水(文)委員：

もしそうであれば、もう少し点数を下げてもいいように思いますね。同居している人がいる場合と、いない場合とで5点しか差がありませんから。

川又委員：

65歳以上でも元気な人は外に行くでしようけれども、具合の悪い人は確かに別に介護までではなくても、おじいちゃんおばあちゃんの食事は全部面倒を見なくてはいけなかったりとか、かならずしもプラスだけじゃなくてちょっと助けなければいけないとか、子どもだけの世帯よりもお年寄りがいることで余計に大変な家もあって、元気なお年寄りばかりではないですね。

森田会長：

そうなると、同居がいるかどうかということについていえば、入所の基準のところあまり関係ない。

清水委員：

でも同居の親族のいない一人親というのは切ないんじゃないかと思いますね。

森田会長：

だから基準としてですね、保育園入所の優先度の問題ですから、優先度として、父母が不存在、祖父母が面倒を見ているという場合ですね、それから1人親の優先度ですね。生活保護とか1人親というのは、働いてもらいたいということですね。つまり就労意欲をもってきちんと生活を組み立ててもらうために、生活保護と1人親の場合は子どもを預かってあげて、働いていただきますよと、そういう動機づけをしているわけですね。だとすると、求職中で1人親の場合、求職中で生活保護の場合、そういった場合だとどういうふうに点数をつけたらより入りやすくなるか、あるいはどの程度だったら保育園に入ってもらえるのか、ということだと思うのですね。

たとえばこのモデルケースでいくと、1人親で、求職中で生活保護を受けていると、フルタイムで、子どもを他の施設に預けて3年以上すでに就労している核家族よりも、このこれから仕事を始める1人親の点数が高くなって、入れるようになっていくわけですね。

今の西東京市の場合ですと、4月の段階だとよほどの保育所でない限りはフルタイムの方たちはほとんど入れているのですよね。いくつかの駅の近くの保育園では入っていない方がいらっしゃるということですが、パートでも駅の近くでなければ、空いている保育園もあるのですよね。それを考えた場合に、どうでしょうかね。

このあたりは微妙な数値なのですが、生活保護を受けていて、これから自分で生活を組み立てていかなければならないという場合に、そのときに保育園を活用して生活をたてていってほしいという方たちを優先して保育園を利用していただくという方向性を今はもっているのがこの基準の作り方なのですね。ですからもうすこしフルタイムの人を優先させるということであれば、1人親のところの調整指数をおとすことになるのですね。

祐成委員：

その求職中でずるずるいる場合と、期間を決めてここまで就職してください、という条件をつけるというのはだめなのでしょうか。前のお話でもありましたようにすることですね。

森田会長：

何ヶ月間という制限ですね。でも実際には今は求職中の場合にはある程度の制限をつけているのですよね。

事務局：

求職で保育園に入所した場合には2ヶ月で、今まではやっていなかったのですが、今年からは事務局の方で退所ですよ、というお知らせをして、最長5ヶ月で退所ということにしています。

森田会長：

それならば、よろしいでしょうかね。

祐成委員：

単身赴任の場合というのは、1人親ということと同じ意味なのかなと思って、そうすると点数がけっこう低いのかなと思うのですが。

森田会長：

それはやっぱり1人親と単身赴任とは意味が違って、何かがあれば帰って来られるというような判断をしているから、ここでは低いのだろうと思います。

祐成委員：

難しい場合もありますよね。単身赴任でも海外とか。

森田会長：

ちょっとご提案なのですが、調整指数については、保護者会からの要望とも関係してきまして、育休とか兄弟の保育園が違ったりとか、このあたりのことも議論しなければいけません。この点については次回調整指数のあり方をみて、特にみなさんにモデルケースも見ていただいて、保育園は児童福祉施設ではあるのですけれども、当然働くということに対し

て子どもを保育する大事な施設なので、両親が働くために活用できる枠と、子ども自身と家族の中で、さまざまな問題を抱えている家族支援を進めていく施設というもののバランスをどういうふうにとっていくのかということ議論していただくということで、次回冒頭でこの調整指数の有り方ということの議論をしていきたいと思ひます。これは積み残しとさせていただきます。

それから、類型の優先順位があります。要するに同点の場合にどの方を優先していくかということなのですね。これもおそらくこれからの時代、この新しい指数表になるとかなり差がつくとは思ひますが、それでも優先順位をつけなければならないという場合が出てくると思ひます。そのときに、こういう優先順位でいいのかどうかということも、みなさんにお考へいただき、次回最終の判断をしたいと思ひます。

それで、今回議論していただき、若干原案と変わってくるものもありますので、モデルケースのところでは影響があるものは修正して事務局の案としていただこうと思ひますので、修正して次回お出しいただきたいと思ひます。

そして次回は、最終の入所基準の議論をさせていただくということをお願いしませう。